

特別企画：インボイス制度に関する静岡県内企業の意識調査

インボイス制度、企業の80.3%が『内容を理解』

～ 免税事業者との取引について42.8%が対応に苦慮 ～

2023年10月1日から始まる「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）は、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式である。登録は必須ではないものの、適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要がある。

制度開始直後から仕入税額控除を受けるためには、2023年3月31日までに登録申請を行わなければならないことから、申請していない事業者は検討・対応が急がれている。

そこで、帝国データバンクは、インボイス制度に関する企業の見解を調査した。本調査は、TDB 景気動向調査 2022年10月調査とともに行い、全国調査分から静岡県内企業を抽出して分析した。



※ 調査期間は2022年10月18日～31日、調査対象は静岡県内企業763社で、有効回答企業数は341社（回答率44.7%）

※ 本調査における詳細データは景気動向オンライン（<https://www.tdb-di.com>）に掲載している

調査結果（要旨）

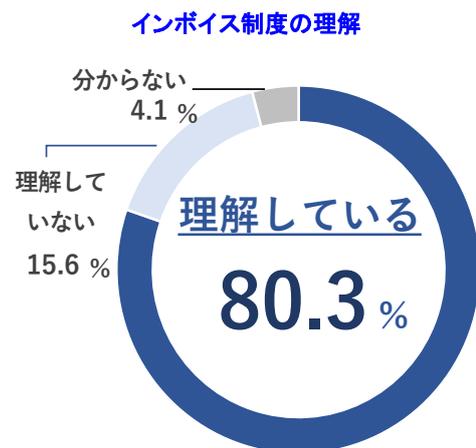
1. インボイス制度について、企業の80.3%が『理解している』と認識。一方、15.6%の企業が『理解していない』とし、そのうちごく少数の0.3%にとどまるが「言葉も知らない」企業も存在した
2. インボイス制度の登録状況については、55.7%の企業が「2022年9月時点までに申請済み」で「2022年10月から2023年3月までに申請予定」（19.9%）と合わせると2022年度中に申請する企業は75.7%となる見込み
3. 取引先のインボイス制度の登録状況を確認済みの企業は4.7%にとどまった。そのほか、「現在、確認中」が27.6%、「制度開始までに確認予定」が44.6%となった
4. 制度開始後における免税事業者との仕入れ取引について、経過措置期間においては51.0%の企業が取引を行うと考えている。一方、「分からない」とする企業が42.8%と多くの企業で、対応を決めかねている様子もうかがえた

1. 企業の80.3%がインボイス制度を理解、そのうち「十分に理解している」企業は12.6%にとどまる

2023年10月から、仕入税額控除の要件となる「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の開始が予定されるなか、自社におけるインボイス制度への理解について尋ねたところ、企業の80.3%が『理解している』と認識していた。その内訳は、「ある程度理解している」は67.7%となったが、「十分に理解している」は12.6%にとどまった。

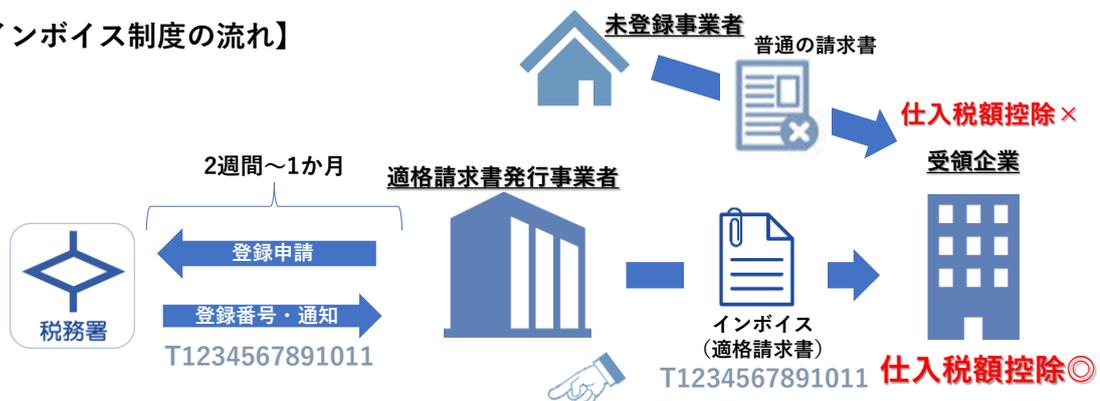
他方で、企業の15.6%で『理解していない』¹とし、そのうちごく少数の0.3%にとどまるが「言葉も知らない」企業も存在した。

企業からは「制度自体をよく理解できていないため、近日中に顧問税理士に教えてもらう予定」（専門サービス業）、「制度を理解するために、会計事務所などから各企業への説明などそういった方法での周知を行った方がよい」（建設）などといった声が聞かれた。



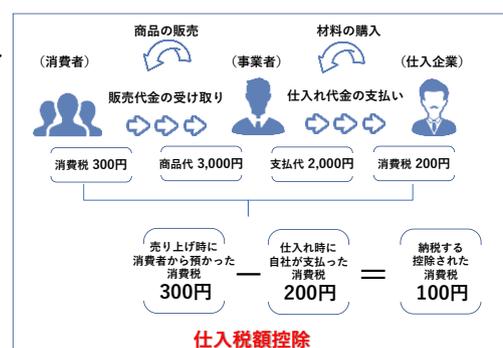
注1：母数は、有効回答企業341社

【インボイス制度の流れ】



《以下の要件を満たした請求書や納品書を交付・保存する制度》

- ✓ 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ✓ 取引年月日
- ✓ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ✓ 税率ごとに合計した対価の額および適用税率
- ✓ 税率ごとに区分した消費税額等
- ✓ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称



¹ 『理解していない』は、「あまり理解していない」と「全く理解していない」と「言葉も知らない」の合計

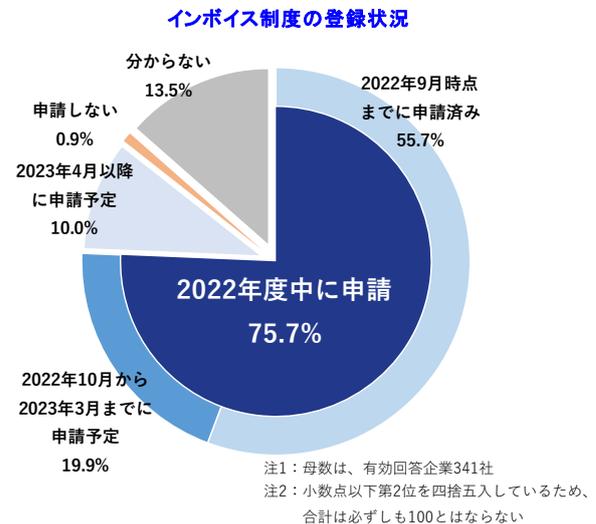
2.インボイス制度、9月末時点で申請済み企業は55.7%

自社におけるインボイス制度の登録状況について尋ねたところ、企業の55.7%で「2022年9月末時点で申請済み」としていた。

「2022年10月から2023年3月までに申請予定」（19.9%）と合わせると2022年度中に申請する企業は75.7%となる見込みである。

企業からは「準備が遅れている」（建設）、「未だ勉強中」（輸送用機械・器具製造業）といった声があがっている。

一方で、「申請しない」企業は0.9%となった。



3.取引先の状況を確認する意向がある企業76.8%。既に確認済みは4.7%

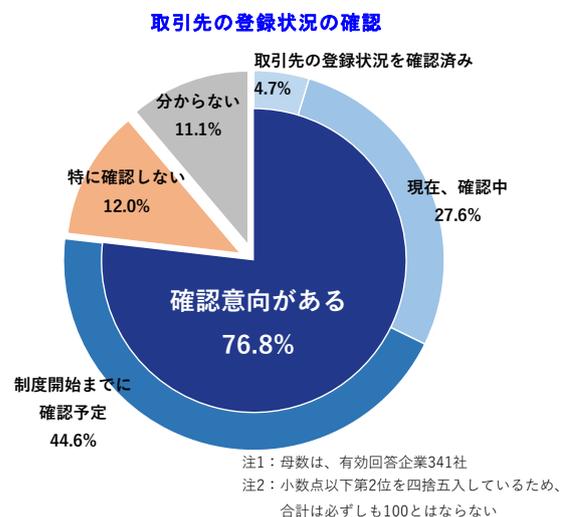
自社の取引先のインボイス制度への登録状況について把握しているか尋ねたところ、

「取引先の登録状況を確認済み」の企業は4.7%にとどまった。しかし、「現在、確認中」が27.6%、「制度開始までに確認予定」が44.6%となった。

企業の7割超で取引先の状況を確認する意向があり、「一部取引先に残る個人事業主（法人登録なし）に対する適格事業者登録の強制はできず、経過措置の様子をみながらも取引内容を精査する必要があると感じてい

る」（精密機械、医療機械・器具製造業）や「適正化されて、取引先も変更の必要性が出てきそう。機械メンテナンスなど個人事業主については適正なインボイスへの指導も必要と感じている」（その他サービス業）などといった意見があがっている。

他方で、「特に確認しない」とする企業は12.0%となった。



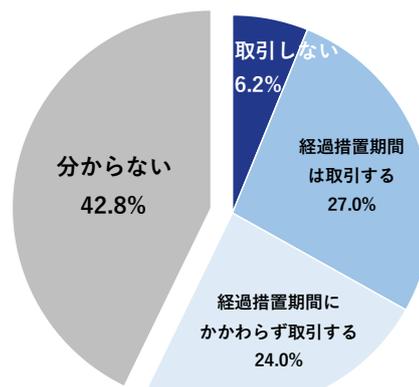
4. 免税事業者との取引、経過措置期間は約半数で取引を行うが 42.8%の企業で対応を決めかねている

2023年10月の制度開始後における自社と免税事業者との仕入れ取引²について尋ねたところ、「取引しない」企業は6.2%となった。

一方で、「経過措置期間は取引する」と考えている企業は27.0%、「経過措置期間にかかわらず取引する」は24.0%であった。経過措置期間においては51.0%の企業で取引を行うとした。企業からは、「中小企業としては、免税事業者と取引しないと業務に支障をきたすため取引せざるを得ない」（鉄鋼・非鉄・鋳業）、「購買方針としては登録事業者を優先するが免税事業者を除外するものではない」（その他サービス業）といった声があがっている。

他方で、「分からない」とする企業が42.8%と多くの企業で、現時点では免税事業者との取引に関して対応を決めかねている様子もうかがえた。

免税事業者との取引



注1：母数は、有効回答企業341社

まとめ

本調査の結果によると、企業の8割がインボイス制度を『理解している』ことが明らかとなった。また、2022年9月までに申請済みの企業は半数を超え、2022年度中に申請が済む企業は7割以上に及ぶなど、多くの企業は2023年10月からのインボイス制度開始に対して準備を進めていることが分かった。

また、取引先の多くに免税事業者を抱える企業においては、消費税の仕入税額控除が受けられない可能性もあり、取引先への対応に苦慮している企業が一定数みられた。そのほか、国による周知が不足しているといった指摘の声も少なくない。

制度開始まで1年を切ったなか、引き続き政府には広く情報が行き渡るよう、丁寧でわかりやすい情報発信が求められている。

² 適格請求書発行事業者以外からの仕入れであっても、2023年10月から2029年9月の期間は、一定の条件のもとで、仕入税額相当額のうち一定割合を控除できる（80%→50%の2段階設定）経過措置が設けられている

【問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク 静岡支店 竹岸 隆浩

TEL：054-254-8301 FAX：054-254-6602

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。